

三田市議会委員会条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 平成31年度組織改正により各常任委員会の名称及び所管を見直すに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条

【改正内容】 各常任委員会名称の見直し（第2条関係）

【現 行】

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

経営政策常任委員会 7人

地域戦略室、危機管理課、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉教育常任委員会 7人

健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項

生活地域常任委員会 7人

市民生活部及び地域振興部の所管に関する事項

予算決算常任委員会 21人

予算及び決算に関する事項

【改正案】

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

経営政策常任委員会 7人

市長公室、危機管理課、経営管理部、会計課、上下水道部、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉教育常任委員会 7人

子ども・未来部、福祉共生部及び教育委員会の所管に関する事項

生活地域常任委員会 7人

地域創生部及びまちの再生部の所管に関する事項

予算決算常任委員会 21人

予算及び決算に関する事項

【施行期日】 平成31年4月1日

(経過措置)

この条例施行の際、現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により選任された委員会の委員は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により選任された委員会の委員とみなし、現に改正前の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長は、改正後の条例の規定により互選された委員会の委員長及び副委員長とみなす。この場合において、当該選任されたものとみなされる者の任期は、改正前の条例の規定により選任された委員会の委員とした場合における当該委員会の委員の残任期間とする。

この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、改正後の条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。